

2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来を創る力です。そのためにも、子どもが、家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら、強い心と豊かな心を育み成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(2) 親としての育ちの視点

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提として、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を持ち、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した、家庭における子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもの見守りや子育てにおいて、~~構成員が相互に関わり合うを支え合い、自らかかわる~~ことができるような地域を目指します。

(4) 子育て環境の充実の視点

妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援できるよう、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて、子ども・子育て支援の充実を図り、「児童の権利に関する条約」にうたわれている子どもの生命と人権が尊重される環境に配慮しつつ、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を目指します。

また、本市の自然、歴史、文化など、豊富に存在する資源の活用を図り、芦屋らしい個性と魅力を子どもたちに伝え、夢と希望のあるまちづくりへとつながっていく事業を推進します。

施策の方向2 子育て家庭への経済的支援

【現状と課題】

平成28年度の全国調査（国民生活基礎調査）では「子どもの貧困率」は13.9%となっており、約7人に1人が貧困状態とされています。子育てにかかる経済的負担は大きく、貧困による格差の広がりには、教育や進学機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。経済的な問題に関わらずすべての子どもが平等に育つことが社会のあり方としても重要であり、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

さらに、令和元年6月に公布された子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正においても、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策が求められています。支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。

また、令和元年10月からは保護者の負担軽減を図るため、主に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3歳から5歳までの子どもたちの利用料及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

アンケート調査では、就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者のすべてで、将来的に必要としていること、重要だと思ふ支援等について、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が50.1%~58.9%と高くなっていることから、更なる経済的支援が求められています。

また、今回把握できた子育て世帯の経済状況や子どもの生活習慣の実態について、世帯の収入額による特徴や傾向は見られなかったものの、内閣府の調査において、保護者の就労状況や食事の摂取状況等が子どもの貧困と関連性があると考えられることから、子どもに対する直接的かつ間接的な支援も含めた経済的支援について充実させていくことが重要です。

【施策の方向性】

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。

また、幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、対象者の把握に漏れがないよう必要な手続を進めるとともに、関係機関との情報共有等の連携を行いながら、保護者への周知等に努めます。

第4章 基本目標 1 施策の方向 2

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	妊婦健康診査	健康課	妊婦健康診査の適切な受診を促進し、母子が安心して安全な出産を迎えられるよう妊婦健康診査費の助成を行う。
2	未熟児養育医療の給付及び未熟児訪問指導	健康課	指定養育医療機関において医師が入院を必要と認めた方に入院医療費の給付を行う。また、健やかな成長発達が促されるよう、家庭訪問等により、保健指導を行う。
3	子ども（又は養育する親）に対する援助	保険課 地域福祉課 子育て推進課 青少年育成課	乳幼児等医療費助成 こども医療費助成 出産育児一時金 児童手当 交通遺児就学奨励金 児童福祉施設入所等徴収金の助成 放課後児童クラブ育成料の減額、免除
4	障がい児（又は養育する親）に対する援助	地域福祉課 障害福祉課 子育て推進課	障害者医療費助成 障害児福祉手当 重度心身障害児介護手当 特別児童扶養手当 福祉施設等通園(通学)費扶助 障がい児施設入所等費用の助成
5	教育・保育施設等の利用者に対する援助	子育て推進課 管理課	幼児教育・保育無償化 第2子以降の保育料の軽減 ひょうご保育料軽減事業補助金 認可外保育施設利用者補助事業 就学援助費 在日外国人学校就学補助金
6	若い世帯 、子育て世帯等の公的住宅への優先入居	住宅課	若い世帯 や子育て世帯が良好な住環境を確保できるよう、公的住宅への入居に対し、困窮度判定において加点する。
7 ※	実費徴収に係る補足給付事業	子育て推進課 管理課	日用品・文具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について補助を行う。
8	生活困窮者自立支援制度における事業	地域福祉課	困窮状況に応じた相談・支援を実施し、一定期間家賃相当額の支給や子どもへの学習支援等を行う。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向4 親と子の健康づくりの推進

【現状と課題】

少子化の進行や核家族化，女性の社会進出，ライフスタイルの多様化等，親子を取り巻く社会環境の変化により，~~保護者が抱く育児不安や育児負担の原因も多様化しており，子どもの発達段階や保護者の思いに寄り添った支援が必要となっています。保護者の育児負担が増加し，支援の充実が重要となっています。~~

アンケート調査では，子育てに関して日常悩んでいることについて，就学前児童の保護者，小学生児童の保護者，中学生生徒の保護者のすべてで「子どもの教育・保育に関すること」「子どものしつけに関すること」の割合が共通して高くなっており，就学前児童の保護者では，「食事や栄養に関すること」の割合が35.3%，「病気や発育発達に関すること」の割合が26.6%となっています。

~~子育てに関する相談相手については，就学前児童，小学生児童の保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周囲の相談相手が多くなっています。また，就学前児童の保護者の相談相手として「子育て支援施設」などの各機関は約1割となっています。~~

~~またさらに~~，就学前児童の保護者と小学生児童の保護者の合わせて約1割が子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「ない」と回答しており，悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに，不安を持ちながら子育てをしていることが懸念されます。

安心して出産し，子どもの健全な成長を願って保護者が自分らしく育児をするために，妊娠，出産，子育てを切れ目なく支援していく必要があります。

【施策の方向性】

健康診査，健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより，~~相談できる環境を整備し，あわせて適切な育児情報を提供し，育児不安の軽減を図ります。また，支援が必要な家庭を早期に把握し，関係機関との連携を強化しながら，専門的な相談につなぐことで~~，子育て家庭が自信とゆとりを持って~~楽しく~~子育てができるよう努めます。

施策の方向5 子育ての悩みや不安への支援

【現状と課題】

就学前児童のアンケート調査では、身近に協力者がいない保護者の割合は1割半ばとなっています。また、子育てに関して気軽に相談できる先について、平成25年度調査と比較すると、~~子育てに関して気軽に相談できる先として~~、「保育所（園）・幼稚園・認定こども園等」の割合が増加しています。

また、子育てで日常悩んでいること、気になることで「子どものしつけに関すること」の割合が約5割52.0%、「子どもの教育・保育に関すること」の割合が4割半ば45.3%となっており、子育てで悩みを抱えている保護者が多いことがうかがえます。

家庭での教育を行う困難さが指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている中、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、身近な地域で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、子育てにおける切れ目ない支援を行うことが必要です。さらには、相談相手がいない方や子どもの預け先がない方への支援を行い、複雑かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談の体制の整備や関係機関の連携を強化することが求められます。

【施策の方向性】

身近な相談相手として地域の民生委員・児童委員、子育てセンターや保育所等の各施設において、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないように、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。

さらに、子育て世代包括支援センターを活用することによって、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談	子育て推進課 健康課	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、ホットラインでの相談、窓口相談、夜間・休日の電話相談の体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。
2	子育て支援員の育成、確保	子育て推進課	県の実施する子育て支援員研修を活用し、様々な子育て支援の現場において活躍できる人材の育成と確保を図る。
3	民生委員・児童委員等による赤ちゃん訪問	地域福祉課	地域の民生委員・児童委員等が赤ちゃんの生まれた家庭に手作りのスタイ（よだれかけ）と子育て・地域の情報を届けることで、子育ての孤立化の軽減を図る。

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

施策の方向1 地域における子どもの居場所づくりの推進

【現状と課題】

本市では、これまで地域の公共施設等の活用の他に、**民生委員・児童委員等による地域の見守りや、子ども会、コミュニティ・スクールなどによる地域活動等**を通じた居場所づくりを推進してきました。

アンケート調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方について、平成25年度調査と比較すると、就学前児童と小学生児童の保護者において、低学年のうちは、放課後児童クラブ（学童保育）の希望割合が増加しています。また、放課後子ども教室（キッズスクエア等）については、低学年、高学年ともに利用希望割合が増加し、ニーズが高まっています。

放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した子どもの居場所づくりが求められます。

【施策の方向性】

地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

第4章 基本目標 3 施策の方向 1

5	子ども会への支援	青少年育成課	地域において異年齢の集団で活動しており、「5・5 フェスタ」「夏の子ども会交換キャンプ」「秋まつり」などの学校区を超えた全体行事を通し、「芦屋市の仲間」という存在を認識してもらう活動に対して支援を行う。
6	コミュニティ・スクールへの支援	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して支援する。
7	児童館における子どもの居場所づくり (小学生以上対象)	児童センター	「スキップクラブ」「パソコンクラブ」等、時代のニーズに合わせた事業を展開するとともに、ビデオブースや図書スペース等、自由に出入りできるスペースを確保し、小学生以上の児童が気軽に利用し交流できる場を提供する。
8	図書館における子どもの居場所づくり	図書館	「こどもおはなしの会」「人形劇の会」「小学生の本の部屋」等の事業を通して、幼児や小学生が集える場を提供する。
9	文化施設における子どもの居場所づくり	公民館 生涯学習課	美術博物館及び三条文化財整理事務所における子ども対象ワークショップや公民館での「子ども向け夏休み事業」等の実施により、子どもが芸術・文化に触れる機会を充実させる。
10	地域まなびの場支援事業	地域福祉課	子どもの居場所「ひみつきち」として、郷土への関心増加、コミュニケーション能力の育成等を趣旨とする催事企画を実施し、地域の子どもたち及び誰もが集える場を提供する。

施策の方向4 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

【現状と課題】

幼稚園・保育所・認定こども園・学校等において、障がい、医療的ケアや外国にルーツをもつなど配慮を必要とするおける障がいのある子どもの受入れは年々増加傾向にあり、支援の一層の充実が求められています。子どもが安心して過ごせるよう、また、障がいのある子どもの保育については、一人一人の状況子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、必要な配慮や支援を行うなど適切な環境の下で、子どもの状況に~~応じて教育・保育を実施することが必要です。~~

就学前児童のアンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なことについて「障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策の充実」や「子どもの発達支援のための健診や訪問，ヘルパー派遣などの充実」の希望がありました。

今後も、配慮を必要とする障がいのある子どもや発達に課題のある子どもと保護者家庭への継続した相談支援・発達支援・啓発活動等を実施し、~~関係機関と連携を図っていくことが必要であり、就学等の異なるステージへ円滑に移行できるよう、保育、教育、就労へと移行する際には、医療機関関係機関や学校等関係機関と情報を共有し、ながら連携を図ることが必要です。~~

~~また、日本での生活に不慣れな外国籍の子どもや帰国児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう、日常生活における生活支援が必要で~~

【施策の方向性】

配慮を必要とする子ども障がいのある児童等の健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、~~配慮が必要な子どもとその保護者のライフステージ~~に~~対~~するきめ細かな支援の推進を図ります。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	早期療育訓練の実施	子育て推進課	「芦屋市立すくすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、通所による療育訓練を行う。
2	インクルーシブ教育・保育	子育て推進課 学校教育課	就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進する。
3	医療的ケア児教育・保育	子育て推進課 学校教育課	医療的ケアを必要とする子どもに対して必要な支援体制を整備し、安全な教育・保育を実施する。

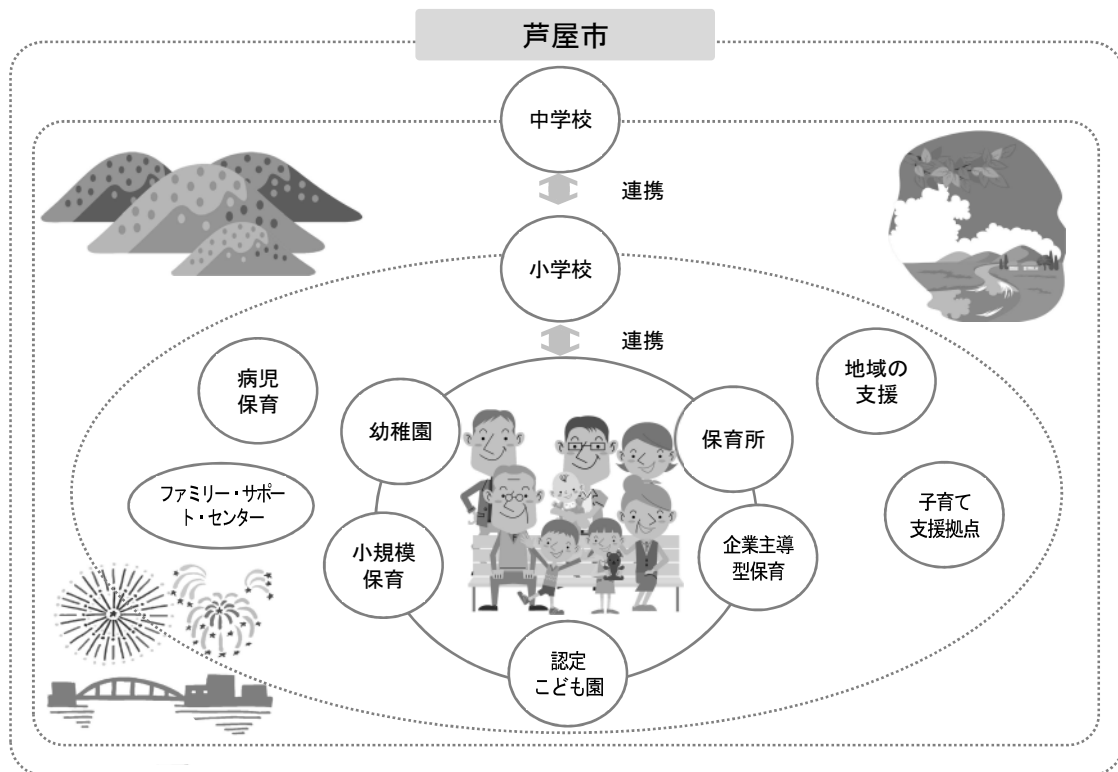
1 教育・保育提供区域の設定

子どもやその保護者が地域で安心して暮らすための基盤として、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとしています。

これに基づき、第1期計画では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから、福祉の事業や計画等に「日常生活圏域」として共通して用いられている中学校区（山手・精道・潮見の3圏域）を教育・保育提供区域の基本として設定しました。

第2期計画でも、引き続き、中学校区を1つの圏域として、すべての就学前の子どもが身近な地域で豊かな教育・保育を受けられるよう、教育・保育施設等の基盤整備を推進します。

【 本市における子ども・子育て支援体制のイメージ 】



【今後の方向性】

今後も、~~運営の一部を民間事業者へ委託することにより、当該事業を継続していきま~~
~~す。また、ニーズ量の確保に向けて、待機児童を出さないよう、~~引き続き、放課後の適
 切な遊びと生活の場の提供に努めます。特に、ハード面は小学校内を基本に空き教室の
 活用などを検討します。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量 (低学年)	555人	592人	613人	643人	668人
ニ ー ズ 量 (高学年)	71人	77人	81人	85人	87人
合 計	626人	669人	694人	728人	755人
提 供 量	626人	669人	694人	728人	755人
過 不 足	0人	0人	0人	0人	0人

(5-1) 幼稚園における一時預かり事業

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、**市立幼稚園及び認定こども園**全園において、在園児を対象に教育時間後等に保育する預かり保育を実施しています。

【実施状況】

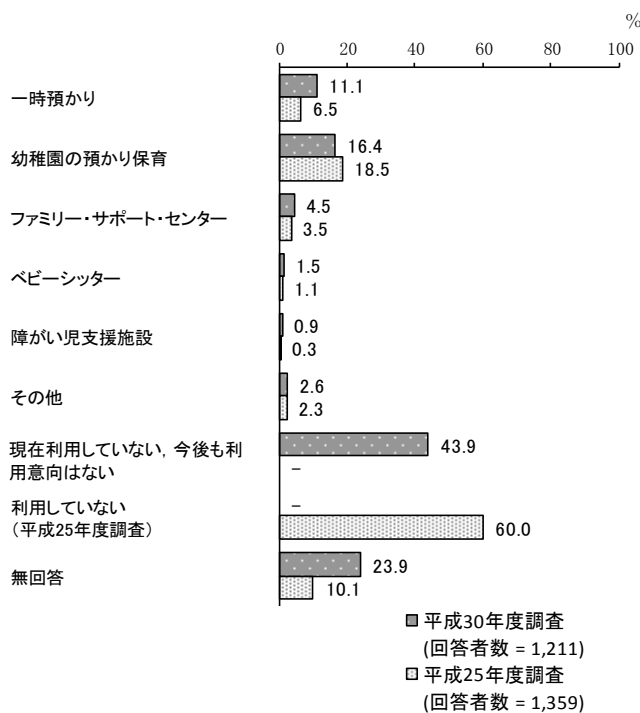
	(年間延べ人数)				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	23,144 人	33,633 人	28,198 人	28,661 人	30,004 人
実施箇所数	9 か所	12 か所	11 か所	12 か所	14 か所

※ 平成 26 年度の年間延べ利用者数及び実施箇所数は、市立幼稚園分のみを表記。

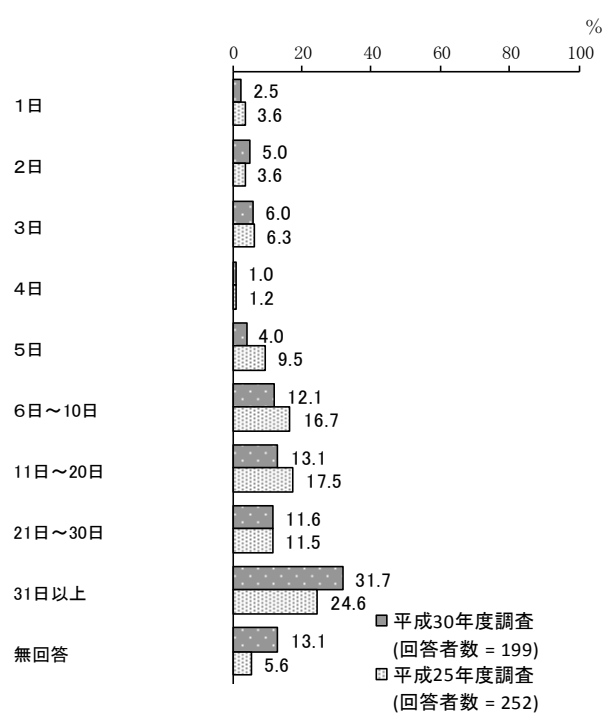
【アンケート調査から見られる現状】

就学前児童調査では、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「現在利用していない、今後も利用意向はない」が 43.9%と最も高く、利用は低い結果となっていますが、その中でも「幼稚園の預かり保育」が 16.4%となっており、実際の利用状況においても、年間 31 日以上利用している人の割合が 31.7%と最も高くなっています。

【不定期に利用している事業（就学前）】



【幼稚園の預かり保育（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

(9) 妊婦健康診査

妊婦健康診査の適切な受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方・本市へ転入された妊婦を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用について14回分までの助成を行っています。平成28年度に、妊婦健康診査費助成額の上限を86,000円に、令和元年度には上限を106,000円に拡充しています。

【実施状況】

	(年間延べ人数)				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	1,443人	1,279人	1,247人	1,247人	1,074人

【アンケート調査から見られる現状】

アンケート調査は実施していませんが、1回の健診費用が5,000円の助成額を上回ることもあるため、助成額の拡充が求められます。

【今後の方向性】

今後も受診券方式を継続し、母子健康手帳交付時の保健師による個別面接で、受診券の利用方法をわかりやすく説明するとともに、受診勧奨を行い、引き続き妊婦の健康管理を支援します。

【量の見込みと確保方策】

	(年間延べ人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計値	653人 ←(1,116人)→	644人 ←(1,079人)→	636人 ←(1,065人)→	627人 ←(1,051人)→	620人 ←(1,038人)→
実施体制 (確保方策)	兵庫県が締結する集合契約に参加 検査項目：(1) 定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重) (2) 妊娠初期検査 (3) 超音波検査 (4) 血液検査(血算、血糖等) (5) B型溶血性レンサ球菌検査 (6) ヒト白血病ウイルス-1型抗体検査 (7) その他主治医が必要と認めた検査、NST(ノンストレステスト)				

※ ←()→内利用者数及び推計値の人数は妊娠期間の関係により2か年度に渡り健診を受ける場合、各年度にそれぞれ「1」を計上した数字です。